

コープおおいた環境基金助成金 支給要綱

令和3年5月7日改訂

1. 概要

1) 名称

コープおおいた環境基金助成金

2) 対象

- ・大分県内で、環境活動に取り組んでおり、3年以上の活動実績がある団体・グループ

3) 金額

- ・1団体: 1件=20万円

4) 期間

【実施】 毎年度 4月 1日～翌年 3月31日

【公募】 前年度 10月 1日～11月30日

【周知】 前年度 上期中

5) 運営・選定

- ・「コープおおいた環境基金委員会」による運営・選定

2. 選考基準

1) 対象事業

- ・大分県内における環境保全に関する事業(活動)を対象とする。但し、営利を目的としない。

①大分の環境保全に関する取り組み

②3R推進に関する取り組み

③生態系保全に関する取り組み

④環境教育に関する取り組み

⑤その他の環境活動

2) 対象外事業等

- ・上記以外は対象とする。

3) 対象団体・グループ

- ・運営規約(ルール)があり、代表者と所在地が定まっていること。

4) 対象外団体・グループ

- ・組合員活動委員会をはじめ、他に、コープおおいたから活動費(補助費含む)の支給がある場合。
- ・参加メンバーが、別の団体名で、同一の内容の事業で申請した場合。
- ・同一メンバーで、ひとつの団体名で、複数の事業を申請してきた場合。

3. 助成金の支給・活用ルール

1) 金額上限・条件

- ・上限を超えての追加助成はない。
- ・助成残金は返還する。
- ・計画外のものに使用した場合は、その額を返還する。
- ・その際の振り込み手数料は助成金を使用できない

2) 対象費用

- ・助成対象の費用件名は以下の通り。

①会場費、施設利用料、設備使用料

②講師謝礼金(社会通念上、適正と認められる範囲)

③助成事業の準備にかかる交通費、通信

④助成事業に必要な消耗品費の購入費

⑤助成事業のための一時的に必要な人材への報酬

- ・助成事業の推進・進行に伴い、助成金の充当費用件名の変更が発生する場合には、事務局の承認が必

要とする。

3) 対象外費用

・助成対象外の費用件名は以下の通り。

- ① 団体、グループの常勤スタッフ、従業員等々の人件費
- ② 団体、グループの事務所等々、日常運営に関わる経費
- ③ 団体、グループが経年で行っている事業費、活動費への充当
- ④ 助成事業の打ち合わせ等々の飲食費
- ⑤ 助成事業と関係のない消耗品の購入費
- ⑥ 助成事業で計画していなかった費用

・例:「草刈事業」 草刈り機の購入＝× 草刈り機の替刃や混合油の費用＝○

4) 選考手順

・応募希望の団体、グループは、「コープおおいた:環境基金助成金」助成申込書を提出する。

・選考基準に基づき、理事会の小委員会として設置する「コープおおいた環境基金委員会」で選考する。

- ① 申し込みについては、書類審査で1次審査をおこなう。
- ② 1次審査を通過した団体、グループは、ヒアリングによる2次審査をおこなう。
- ③ 2次審査を通過した団体、グループは、「環境基金委員会」が、コープおおいた・理事会へ推薦する。
- ④ 理事会は、これを承認する。

5) 選考優先

・選考に当たっては、以下の事項を優先する。

- ① 地域への環境貢献度が大きい。
- ② 地域住民との関係性がある。
- ③ 多くの参加者が見込める事業である。
- ④ 助成事業の取り組み結果について、周知の機会や場がある。
- ⑤ 事業計画が明確になっている。
- ⑥ 事業計画に関わる費用計画が明確で容認できるものである。
- ⑦ 過去に、「コープおおいた:環境基金助成金」の支給を受けたことがない。(連続応募は可能とするが、既に支給されたことがある団体、グループは、その優先順位を下げる。)

6) 交付

・選考された団体、グループへは、「コープおおいた:環境基金助成金 決定通知書」を発行する。

・所定の手続き後、助成対象年度の4月末までに、指定口座に振り込む。

7) 報告書

・「報告書」は、当該年度の第4四半期中に、「下記:10)応募方法」にある「申込書」の申請者に対して送付する。

・当該年度の助成事業実施期間終了後、次年度の4月15日までに、「コープおおいた:環境基金助成金・報告書」を、直接提出、もしくは、郵便、または、宅配便など、「原紙」にて「環境基金委員会」へ提出する。

・「報告書」は、コープおおいたの機関誌やHP等々、広報する場合がある。

・「報告書」を提出しなかった場合は、助成金額を返還していただく場合がある。

8) 助成事業の広報

・助成事業の内容を、当該団体、グループが、自らの機関誌やポスター等々で広報する場合は、「コープおおいた:環境基金助成金」での事業である旨を明記すること。

9) 報告会

・次年度の5～6月に開催する場合、「コープおおいた:環境基金助成金 実施事業報告会」へ参加し、報告すること。

10) 応募方法

・次年度の応募は、「申込書」の必要事項を記載の上、直接提出、もしくは、郵便、宅配便、メールなど、「原紙」にてコープおおいた環境基金委員会へ提出する。